## 令和5年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

## 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和5年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

	(1)空間構成
	①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、
	③要求室等の計画、④建築物の立体構成等
	(2) 建築計画
	①多世代の交流促進及び効率的な施設管理について配慮した計画
	②ユニバーサルデザインや自然採光に配慮した計画
	③省エネルギー化の実現及びエネルギー自立度を高めた計画
	①閉架書庫の構造的特徴に配慮した計画
松上の	②地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画
採点の	(4) 設備計画   ①一般開架スペースの空調設備計画
ポイント	②屋上に設置する設備機器等の計画
	※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合
	※ 設計来件・安水図面等に対する重人な不過ロ   ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は
	「計画の要点等が完成されていないもの」、「面積衣が完成されていないもの」又は「
	②図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等)
	③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの
	一般開架スペース、児童開架スペース、閉架書庫、対面朗読室、自習室、ワークルーム、
	企画展示スペース、セミナールーム、荷解き配本スペース、カフェ、ブックポスト、
	ポンプ室、消火ポンプ室、PS・EPS、エレベーター、車椅子使用者用駐車場、駐輪場
	・ ④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの
	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。
	ランクI:「知識及び技能」*を有するもの
	ランクⅡ:「知識及び技能」が不足しているもの
	ランクⅢ:「知識及び技能」が著しく不足しているもの
	ランクIV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの
	*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本
採点結果の	的かつ総括的な知識及び技能」をいう。
区分	$\bigcirc$ なお、採点の結果、ランク $I$ 、 $II$ 、 $II$ 、 $II$ 、 $II$ のそれぞれの割合は、次のとおりであった。
(成績)	ランク $I: 33.2\%$ 、ランク $II: 2.1\%$ 、ランク $II: 22.1\%$ 、ランク $IV: 42.6\%$
(775)	○ 受験者の答案の解答状況
	ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
	ことができる。
	・設計条件に関する基礎的な不適合:「要求室・施設等の特記事項の不適合」等
	・法令への重大な不適合:「道路高さ制限、北側高さ制限」、「延焼のおそれのある部分
	の位置(延焼ライン)と防火設備の設置」等
	採点結果における「ランクI」を合格とする。
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

## 2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのウェブサイトに掲載する。